

日本近隣で高病原性鳥インフルエンザのウイルスが見つかっています！

本病の発生予防を徹底しましょう！

家きん舎への人や、野生動物によるウイルスの侵入を防ぐことが特に重要です！

発生予防対策の特に重要なポイント

- 農場内や家きん舎周囲の消毒は毎日行いましょう！
- 家きん舎等への出入り時に消毒の実施・長靴の交換が適切にできているか、動線が交差していないか、今一度、点検・確認をお願いします！
- 長靴はしっかり汚れを落としてから消毒し、踏込消毒槽などの消毒薬は少なくとも毎日、汚れたらその都度、交換しましょう！
- 農場内や家きん舎の周囲にはウイルスが侵入する経路が多く存在していますので、今一度、点検・確認をお願いします！



◆飼養家きんの毎日の健康観察を念入りに行い、異状を見つけた場合は、直ちに最寄りの家畜保健衛生所に連絡してください。

農林水産省HP「鳥インフルエンザに関する情報」→



高病原性鳥インフルエンザ

Highly Pathogenic Avian Influenza

防疫対策徹底のポイント

01

重点対策期間

渡り鳥の飛来が本格化する前の9月中には防疫体制を整備。

10月から翌年5月までは警戒を強化。特に11月から翌年1月までは重点対策期間。

02

発生予防対策

1 家きん飼養農場における発生予防の徹底

入出時対策

消毒・更衣前後における
交差のない動線、明確な
境界線の確保。

〔 作業従事者のほか、
外部事業者も対策を徹底 〕



野生動物対策

農場内の整理・整頓、
堆肥舎や鶏糞搬出口への
覆いの設置。

〔 一見隙間のなさそうな家きん舎
でも入念に侵入口を点検 〕



入気口対策

粉じん、羽毛等の取込み
対策に野鳥避けの設置。
フィルター設置も検討。

〔 普段は目が届きにくい
場所の対策も重要 〕



2 飼養衛生管理基準の遵守状況の一斉点検

飼養衛生管理の基本的な管理項目を飼養衛生管理者が一斉点検、
毎月都道府県で取りまとめ。

03

まん延防止対策

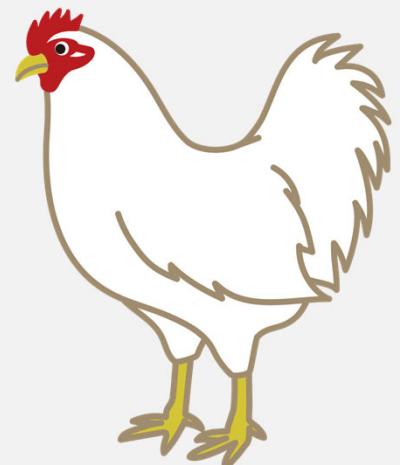
1 毎日の健康観察、異状の早期発見&早期通報

家きん所有者は毎日の健康観察を入念に行い、異状を認めた場合は速やかに管轄の家畜保健衛生所に届け出。

2 疾病発生時の円滑な防疫措置に必要な事前準備

疾病発生時の初動防疫及びまん延防止措置を円滑に講じられるよう、都道府県内の関係部局及び関係機関、市町村、関係団体等と連携。

ネズミや害虫の駆除、
破損箇所の修繕、農場及び共同施設への出入り時の消毒などにも注意！



04

監視体制、環境対策等

- ・あひる等の水きん類を飼養している農場は、他に優先して定点モニタリングの対象。
- ・野鳥のサーベイランス検査を実施する体制を構築。
- ・農場周辺の水場、環境での野生動物対策。

高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について

(令和5年9月12日付け5消安第3195号農林水産省消費・安全局長通知)

これから渡り鳥の飛来シーズンが本格化

県内関係部局・機関
市町村
関係団体

等関係者と連携し、HPAI対策の徹底をお願いします。

① 農場における発生予防対策の徹底の指導

- 農場の飼養衛生管理の指導
- 飼養衛生管理者による基本的管理項目の一斉点検

② 的確なまん延防止に必要な対策

- 早期発見、早期通報の励行
- 発生時に円滑な防疫措置を行うための事前準備

③ 監視体制、環境リスクの低減

- あひる等の監視
- 野鳥サーベイランス、農場周辺の水場対策

高病原性鳥インフルエンザ

Highly Pathogenic Avian Influenza

01 重点対策期間

渡り鳥の飛来が本格化する前の9月中には防疫体制を整備。

10月から翌年5月までは警戒を強化。特に11月から翌年1月までは重点対策期間。

02 発生予防対策

① 家きん飼養農場における発生予防の徹底

入出時対策

消毒・更衣前後における交差のない動線、明確な境界線の確保。

作業従事者のほか、外部事業者も対策を徹底



野生動物対策

農場内の整理・整顿、堆肥舎や鶏糞搬出口への覆いの設置。

一見隙間のなさそうな家きん舎でも入念に侵入口を点検



入気口対策

粉じん、羽毛等の取込み対策に野鳥避けの設置。フィルター設置も検討。

苦段は目が届きにくい場所の対策も重要



② 飼養衛生管理基準の遵守状況の一斉点検

飼養衛生管理の基本的な管理項目を飼養衛生管理者が一斉点検、毎月都道府県で取りまとめ。

ネズミや害虫の駆除、破損箇所の修繕、農場及び共同施設への出入り時の消毒などにも注意！

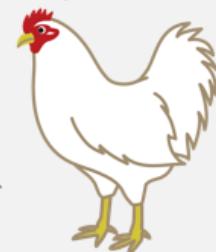
03 まん延防止対策

① 毎日の健康観察、異状の早期発見＆早期通報

家きん所有者は毎日の健康観察を入念に行い、異状を認めた場合は速やかに管轄の家畜保健衛生所に届け出。

② 疾病発生時の円滑な防疫措置に必要な事前準備

疾病発生時の初動防疫及びまん延防止措置を円滑に講じられるよう、都道府県内の関係部局及び関係機関、市町村、関係団体等と連携。



04 監視体制、環境対策等

- あひる等の水きん類を飼養している農場は、他に優先して定点モニタリングの対象。
- 野鳥のサーベイランス検査を実施する体制を構築。
- 農場周辺の水場、環境での野生動物対策。